

V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会には、あらゆる分野の地域生活課題があり、また分野をまたぐ複合的な課題も多くなってきましたが、それらの課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関のつながりが重要となります。

基本施策 1-3 地域住民等と支援関係機関の連携

現状と課題

本市では、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員、在宅福祉委員会、町会などの連携が進んできており、自らが解決に向けた支援を行うことが困難な課題については、より専門的な支援関係機関につなぐネットワークが構築されてきていますが、地域住民等からは、地域にある課題についてどこに相談してよいかわからないという意見もあります。

そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる地域生活課題の解決に向けて、地域住民等の見守りや支え合いなどにより、早期発見から適切な支援につなげるためには、地域住民等と支援関係機関のさらなる連携の強化が重要となります。

また、災害時の避難行動要支援者への対応については、地域における対象者の把握、日常からの見守り活動や様々な場面での支援体制の充実が必要となります。

施策の方向性

地域生活課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関の連携が重要となることから、その強化に向けた施策に取り組めます。

○地域住民等と支援関係機関との連携体制の強化

本市では、市内の民間事業者等と地域見守り活動に関する協定を締結し、民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう協力体制の構築を図っています。

また、地域包括支援センター、成年後見センター、自立支援協議会などでは、それぞれ高齢者、判断能力が不十分な方、障がい者という対象者ごとに支援関係機関と連携を取りながら課題の解決に向けて取り組んでいるほか、医療・介護連携支援センターでは切れ目のないサービス提供体制を構築するため、

分野を超えて協働し、連携のしくみやルールづくりにも取り組んでいることから、今後さらにこれら連携体制の強化を図ります。

○身近な相談窓口の周知および連携体制の強化

地域住民等が身近な相談窓口に気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野をまたぐ課題についても各窓口の連携によって、適切な支援につながるよう体制の強化を図ります。

○支援関係機関の普及・啓発

地域住民等が支援関係機関に気軽に相談できるよう、その役割や機能について周知するとともに、どこへ相談しても関係機関の連携によって適切な支援に結びつく体制の強化を図ります。

○地域包括支援センターおよび自立相談支援機関（福祉拠点）の周知と

地域住民等との連携

地域包括支援センターは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っていますが、令和4年度（2022年度）から、生活困窮者等の相談窓口として自立相談支援機関を市内すべての地域包括支援センターに併設し、高齢者に限らず地域における様々な困りごとに対応する機能を備えた福祉拠点と位置づけたことから、今後においても市民への周知や地域住民等との連携強化を図ります。

災害時における避難行動要支援者への対応

高齢者や障がい者等については、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護等防災の様々な場面において、その方の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となることから、日常から地域住民等と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

とりわけ、災害発生時において、特に支援が必要な避難行動要支援者については、函館市地域防災計画における避難行動要支援者名簿やひとり暮らし高齢者等緊急通報システムなどに基づき行政や町会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者等と連携し迅速な安否確認を行うとともに、避難所開設後については、避難している要支援者情報の把握や各避難所への相談窓口設置のほか、必要がある場合は福祉避難所を開設するなど適切な支援を行います。

VI 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活において地域住民等それぞれが抱えている、公的サービスに馴染まないような不安や課題を地域の中で早期に発見し、支援する仕組みが重要です。

基本施策 2-1 制度の狭間の課題への対応

現状と課題

公的な福祉サービスについては、すでに対象者や分野ごとに整備が進んでいますが、地域社会では、公的サービスに馴染まないちょっとした困りごとや、分野ごとの支援関係機関の連携が必要となるような複合的な課題が顕在化しています。

これらを解決するためには、高齢者等に対する見守りや支え合いなどの支援、ひきこもりの方に対する状況に応じた支援や関係機関との連携、障がい者等の地域生活への移行の促進を図るうえで、差別や誤解をなくすための啓発などが大切になります。

また、罪を犯した矯正施設退所者等が、再犯をせず地域社会の一員として生活をしていくためには、従来より更生保護を担ってきた保護司をはじめとして地域住民等が連携し、必要な支援につなげる仕組みづくりが大切になります。

施策の方向性

意識調査では、日常生活を営むうえで何らかの手助けが必要な方が増えているとの回答が多い（P20-ウ参照）ことがわかりますが、今後、地域では、公的サービスに馴染まないような地域生活課題がさらに増加していくおそれがあることから、その対応に向けた施策に取り組めます。

○地域生活課題の把握等

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターでは、高齢者宅を訪問し生活状況等の確認を行うとともに、地域住民等の参画により地域ケア会議を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実と、地域生活課題の把握等に取り組んでいます。

また民生委員・児童委員や在宅福祉委員会についても、高齢者世帯等の見守りや訪問安否確認を随時行っていることから、今後においても、支援の必要な人や課題の早期発見に努めます。

○障がい者への支援

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための中核機関として基幹相談支援センターを、また各地域には相談支援事業所を設置し、地域の相談支援体制強化に努めるほか、地域社会へのスムーズな移行を図るため、地域住民等へ、障がいへの理解を深めるとともに差別の解消に向けた啓発活動に引き続き取り組めます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指すため、2016年(平成28年)4月に施行され、公共機関や事業者の障がいを理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を求める内容となっています。

○再犯防止に向けた取組

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう、本市における「地方再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携・協力を図り支援に取り組めます。

再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)

誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪した者等の円滑な社会復帰を促進すること等により再犯の防止につなげることが重要なことから、2016年(平成28年)12月に施行され、国と地方公共団体が連携し再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する内容となっています。

函館市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、地方再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組めます。

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、1996年(平成8年)以降、毎年戦後最多を記録し、2002年(平成14年)2,853,739件をピークにその後減少を続け、2021年(令和3年)568,104件には戦後最低となりましたが、2022年(令和4年)から再び増加傾向となっています。

刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数は2007年（平成19年）以降毎年減少していますが、再犯者率については、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年（平成9年）以降は上昇傾向となり、2021年（令和3年）からは減少に転じているものの、依然として検挙人員に占める再犯者の割合が高い状況が続いています。

このような状況のなか、安心安全なまちづくりの実現に向け再犯の防止等の取組を進めるため、国では2023年（令和5年）3月に「第二次再犯防止推進計画」を、北海道においても2024年（令和6年）3月に「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定しており、本市においては2022年（令和4年）10月に「第4次函館市地域福祉計画」を地方再犯防止推進計画に位置づけたところです。

2 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした人等」（犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人をいう。）とします。

3 再犯防止を取り巻く状況

刑法犯認知件数および検挙人員のうちの再犯者数・再犯者率の推移

（単位：人）

区 分		刑法犯 認知件数	検挙人員	うち再犯者	再犯者率
2019年(令和元年)	全国	748,559	192,607	93,967	48.8%
	北海道	23,607	8,014	3,644	45.5%
	函館市	1,269	—	—	—
2020年	全国	614,231	182,582	89,667	49.1%
	北海道	18,467	7,077	3,203	45.3%
	函館市	963	—	—	—
2021年	全国	568,104	175,041	85,032	48.6%
	北海道	18,429	7,556	3,323	44.0%
	函館市	989	—	—	—
2022年	全国	601,331	169,409	81,183	47.9%
	北海道	19,604	7,588	3,354	44.2%
	函館市	974	—	—	—
2023年	全国	703,351	183,269	—	—
	北海道	22,232	8,728	—	—
	函館市	1,078	—	—	—

※「再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

保護観察終了時に無職である者の数等

(単位：人)

区 分		2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
保護観察終了者数 (総数)	全国	25,564	24,225	23,602	22,467
	北海道	780	747	790	750
	函館市	40	41	44	39
保護観察終了時に 無職である者	全国	5,444	6,075	5,653	5,534
	北海道	255	295	287	283
	函館市	5	5	8	10
割 合	全国	21.3%	25.0%	24.0%	24.6%
	北海道	32.7%	39.5%	36.3%	37.7%
	函館市	12.5%	12.2%	18.2%	25.6%

(資料：法務省、函館保護観察所)

※保護観察終了者数（総数）は、職業不詳の者を除く。

※終了時無職である者は、終了時職業が無職の者から、定収入のある者、学生等を除く。

※交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者および婦人補導院仮退院者を除く。

保護司の定数および充足率

(単位：人)

		2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
全国 (定数:52,500)	現員数	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956
	充足率	90.0%	89.1%	88.3%	89.0%	89.4%
北海道 (定数:3,560)	現員数	3,106	3,089	3,045	3,029	3,073
	充足率	87.2%	86.8%	85.5%	85.1%	86.3%
函館市 (定数:250)	現員数	196	192	189	184	185
	充足率	78.4%	76.8%	75.6%	73.6%	74.0%

※各年1月1日現在

(資料：函館保護観察所)

4 重点課題

法の理念，国および北海道の計画を踏まえ，本市の再犯防止等への取り組みにおける6つの重点課題を次のとおり定めます。

重 点 課 題

- 1 就労・住居の確保への支援等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 地域における犯罪や非行の防止と学校等と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等
- 5 民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等
- 6 地域による包摂を推進するための取組

5 重点課題に対する取組

○重点課題1 「就労・住居の確保への支援等」

再入者の約7割が再犯時に無職であるほか，約4人に1人が保護観察終了時に無職となっており，実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人も少なくなく，不安定な就労が再犯の要因の一つとなっています。

また，適切な帰住先の確保は地域社会の中で安定した生活を送るための欠かせない基盤ですが，満期釈放者の約4割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることから，安定した就労および住居の確保のため，保護観察対象者等への就労支援を行う企業に対する入札参加資格審査における優遇措置や生活困窮者自立支援制度における就労支援，住居確保給付金などによる支援に取り組めます。

○重点課題2 「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く，また，知的障害のある受刑者については，一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

そのため，国では矯正施設在所中から必要な指導等を実施するなど福祉的支援についての理解の促進等を図ってきたほか，矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し，特別調整を実施してきましたが，福祉的支援が必要な方の的確な把握や支援の必要があるにもかかわらず，本人が希望しないため支援を受けていないなどの課題があることから，保護観察所などの関係機関と地域包括支援センター，自立相談支援機関，基幹相談支援センターなどの支援機関が連

携し適切な福祉サービス等の利用につなげます。

○重点課題3 「地域における非行や犯罪の防止と学校等と連携した就学支援等」

安心・安全なまちづくりを推進するには、将来を担う子どもたちの健全育成を図るとともに、地域による防犯活動など犯罪を未然に防ぐ活動が必要なことから、学校等と連携した街頭補導等による若年層の非行の防止のほか、生活道路等への街路灯の設置支援、特殊詐欺防止対策機器の設置・購入支援など地域における非行や犯罪の防止活動に取り組みます。

また、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中途退学している状況にあることから、将来の自立を見据えた就学支援として、子どもの生活習慣の形成や高校進学、背景となる世帯全体への相談支援を含めた対応として、生活困窮世帯やひとり親世帯への学習支援に取り組みます。

○重点課題4 「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等」

出所受刑者における2年以内の再入率は、年齢等による傾向があるほか、各個人に着目しても心身の状況、家庭環境等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯防止を進めるためには、このような個々の対象者の特性に応じた支援等が必要なことから、アルコールや薬物などの依存症当事者やその家族への回復支援のほか、悩みを抱えた若者等の就労支援や障がいを持った方への相談支援などに取り組みます。

○重点課題5 「民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等」

地域における再犯防止等の活動は、犯罪をした人等への指導・支援を行っている保護司や、社会復帰を支援するために幅広い活動を行っている更生保護女性会をはじめとする多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

一方で、高齢化などにより保護司等の担い手が減少傾向にあるほか、地域社会のつながりが希薄化するなど社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいなど、担い手の確保が難しくなっていることから、更生保護サポートセンターの開設支援など保護司の面接場所確保や地区保護司会への財政および運営支援などの活動支援のほか、市民への理解と関心を広めるため、「社会を明るくする運動」の実施に対する支援・協力、市の発行する広報紙やSNSを活用した更生保護活動の周知・啓発などに取り組みます。

○重点課題6 「地域による包摂を推進するための取組」

犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、自立した社会生活を営む

ためには、地域のセーフティネットに包摂されることが重要となることから、「社会を明るくする運動」や「福祉のまちづくり推進委員会」の場を活用し知見、ノウハウ等について情報交換を行うなど、関係機関や民間協力者等とさらなる連携強化を図り安心・安全な地域社会の構築に努めます。

VI 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

認知症高齢者等の増加や障がい者の地域生活への移行などの促進に伴い、判断能力の不十分な方に対する日常生活の支援や権利の擁護、また虐待の防止などを進めることが、誰もが安心して暮らせる地域社会につながります。

基本施策 2-2 権利擁護に対する支援

現状と課題

本市では、認知症や知的・精神障がいなどの理由による判断能力の不十分な方を支援するため、成年後見制度における相談・支援のワンストップ窓口として函館市成年後見センターを開設したほか、制度利用のための費用助成や市長申立てなどを通じて制度の普及や利用促進を図ってきました。

また、子どもを含めた虐待の防止については、函館市障がい者虐待防止センター、函館市要保護児童対策地域協議会、函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会、函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会および函館性暴力被害防止対策協議会を設置し、関係機関との連携を強化しながら適切な対応に努めてきました。

近年、児童虐待の相談対応件数が増加していますが、この要因として市民意識の向上や児童が同居する家庭におけるドメスティックバイオレンス（面前DV）について、警察からの通告が増加したことなどが考えられています。

このように様々な権利擁護の施策が取り組まれている中で、成年後見制度の普及や利用促進については、意識調査の結果（P23-カ参照）や、制度の利用者数からもさらなる取組が必要な状況となっています。

施策の方向性

高齢者や障がい者および子どもの権利擁護を図るためには、虐待防止に関する啓発や成年後見制度の適切な活用などが必要なことから、その対応に向けた施策に取り組めます。

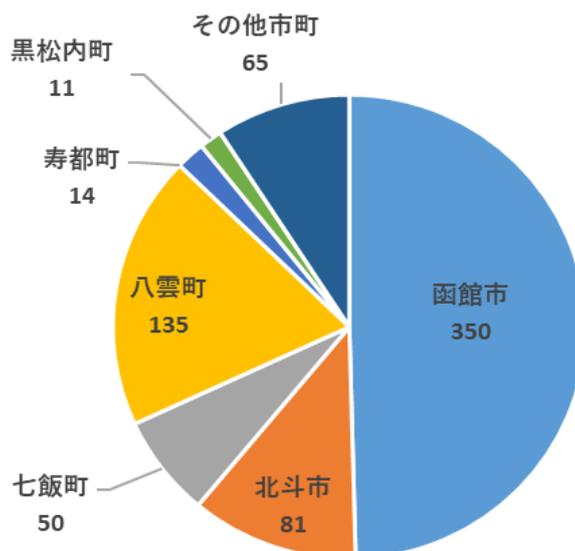
○虐待の防止

高齢者や障がい者および子どもに対する虐待防止の啓発、虐待の早期発見や適切な保護・支援を行うための連携体制の強化に取り組めます。

○成年後見制度の普及・啓発および利用促進

誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし、地域社会に参加できるよう、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。

函館家庭裁判所における 成年後見制度利用者数（住所地別）



【資料】函館家庭裁判所（2018年（平成30年）6月20日現在）

成年被後見人が実際に居住している場所（施設、病院等含む）を基準としているため、住民票上の住所とは一致しない。

函館市成年後見センター相談件数

（単位：件）

年 度	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
件 数	382	580	794	796	952

函館市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、以下の施策に取り組みます。

1 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

(1) 中核機関

この基本計画において、函館市成年後見センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

(2) 地域連携ネットワークおよび中核機関の役割

これらの機関は以下の5つの役割を担います。

広報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることが期待できます。
相談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人の育成および受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

2 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

3 函館市成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立てに係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を推進す

るとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を図ります。

4 成年後見制度の利用支援

(1) 市長申立て

判断能力が十分でない方が後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

(2) 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

地域連携ネットワークのイメージ

